

様式 2

整理番号

消防 - 法不 - 64

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課（第2査察）(06-4393-6372)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	保安教育計画変更命令
概要	市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第1種製造者に対し、保安教育計画の変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第27条第2項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	高圧ガス保安法第27条第2項 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な公共の安全の維持又は災害の発生の防止について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることは困難です。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	